

平成23年3月2日付け津市監査委員告示第2号公表分

(1) 美杉総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>団体事務の関与について、全ての総合支所（※）の地域振興課、久居総合支所の生活課、大三出張所及び倭出張所の職員は、自治会連合会の支部、各種イベントの実行委員会等の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれない。</p> <p><u>（※）未措置…美杉のみ</u></p>
措置の内容	<p>秋まつり実行委員会においては、令和2年度より実行委員会で預金通帳等を保管管理することとした。他の団体については、預金通帳等を保管しているが職員による関与は必要最小限とした。</p>

(2) 教育委員会事務局

美里教育事務所（美里事務所（当時））

監査の結果	<p>辰水小学校用地の一部（261㎡）について、所有権移転登記が未了となっていることから、これまでの経過も踏まえつつ、速やかに処理されたい。</p>
措置の内容	<p>未登記の2筆については、現在の場所に辰水小学校が建設されてから既に30年以上経過しており、相続登記がなされておらず、また関係相続人の戸籍が消失していたり、既に多くの関係相続人が死亡していることを確認した。相続登記未了土地の解消に向けた法改正等を注視し、今後も解決に取り組む。</p>